

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（4件）及び発令（6件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 52歳
- (4) 性 別 男

##### 2 失職年月日

令和6年11月8日

##### 3 失職理由

令和6年1月9日から同年2月21日までの間に、勤務校教室において、同校女子児童に対して、自己の唇をなめさせる行為をしたことなどにより、不同意わいせつで起訴され、同年10月24日、東京地方裁判所において、懲役3年6月の判決を受け、同年11月8日、同判決が確定した。

##### 4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

※ 本件については、被害児童の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

#### II

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 うめむら ひろと  
梅村 拓斗
- (2) 学 校 名 東京都江戸川区立西小岩小学校
- (3) 職 名 教 諭
- (4) 年 齢 27歳

(5) 性 別 男

2 失職年月日

令和7年6月10日

3 失職理由

令和6年2月20日から令和7年2月14日までの間に、拾得した鍵を使用するなどして、住居に侵入したことにより、住居侵入で起訴され、同年5月26日、東京簡易裁判所において、懲役1年6月、3年間執行猶予の判決を受け、同年6月10日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

### III

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 小学校（多摩地域）

(2) 職 名 主幹教諭

(3) 年 齢 46歳

(4) 性 別 男

2 失職年月日

令和7年6月20日

3 失職理由

令和6年1月13日に、駐車場の自動車内において、女子生徒に対して、同生徒の両胸を直接接触などの行為をしたことにより、不同意わいせつで起訴され、令和7年6月5日、東京地方裁判所立川支部において、懲役2年、4年間執行猶予の判決を受け、同月20日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

※ 本件については、被害生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

### IV

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 中学校（多摩地域）

(2) 職 名 教 諭

(3) 年 齢 35歳

(4) 性 別 男

2 失職年月日

令和7年6月18日

3 失職理由

令和5年8月17日から同月19日までの間に、ペンションにおいて、女子生徒に対して、同生徒の陰部及び乳首を直接触るなどの行為をしたことにより、不同意わいせつで起訴され、令和7年6月3日、東京地方裁判所において、懲役2年、3年間執行猶予の判決を受け、同月18日、同判決が確定した。

#### 4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

※ 本件については、被害生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

## V

### 1 教職員に関する事項

- (1) 氏名 山口 嘉恵やまぐち かえ
- (2) 学校名 東京都八王子市立南大沢小学校
- (3) 職名 主任教諭
- (4) 年齢 60歳
- (5) 性別 女

### 2 処分の程度

懲戒免職

### 3 発令年月日

令和7年10月8日

### 4 処分理由

令和6年7月19日、薬局において、化粧品等21点計36,569円相当を窃取した。

また、同年8月30日、衣料品店において、Tシャツ等8点を窃取した。

さらに、同年10月28日、スーパーマーケットにおいて、牛乳2本等17点計4,365円相当を窃取した。

## VI

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校種 高等学校（区部）
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 24歳
- (4) 性別 男

### 2 処分の程度

停職1月

### 3 発令年月日

令和7年10月8日

### 4 処分理由

令和6年11月19日、電車内において、勤務校女子生徒Aに対して、左手で、生徒Aの右手の人差し指を約3秒間握るとともに、生徒Aに対して、不適切な発言をした。

また、同月20日、勤務校体育館において、同校女子生徒Bに対して、ストレッチをした際、両手で、生徒Bのすね及び両膝を押すなどし、生徒Bに不快感及び嫌悪感を与えるなどした。

## VII

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 専修実習助手
- (3) 年 齢 59歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

減給5分の1 1月

### 3 発令年月日

令和7年10月8日

### 4 処分理由

令和6年5月15日から同年12月17日までの間に、1日の私事欠勤12回を行った。

## VIII

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 37歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

減給10分の1 1月

### 3 発令年月日

令和7年10月8日

### 4 処分理由

契約条項において、受注者からの契約代金の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならないと定められているにもかかわらず、令和5年4月24日から令和6年12月3日までの間に、物品購入又は委託契約した契約代金計536,436円の支出処理を怠り、請求を受けた日から起算して30日以内に同代金の支払が行われない事態を招くとともに、遅延利息金計10,500円を支払う事態を招くなどした。

## IX

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 37歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

減給10分の1 1月

### 3 発令年月日

令和7年10月8日

### 4 処分理由

令和7年3月19日、勤務校において、当時生徒の実習日誌1冊を、同生徒に返却せずに細断した。

また、同実習日誌を廃棄したにもかかわらず、同月25日、校長に対して、同実習日誌を同生徒の親に返却したという虚偽の報告を行った。

## X

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 47歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

戒 告

### 3 発令年月日

令和7年10月8日

### 4 処分理由

令和7年2月10日、当時勤務校教室において、生徒に対して、授業中の態度について指導した後、同生徒が座っている椅子を持ち上げ、同生徒が床に膝をつく事態を招くとともに、同教室において、同椅子を投げ、同椅子が損壊する事態を招くなどした。

#### 【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後 3 時から 6 時まで

土曜日：午前 9 時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no\\_sexual\\_violence.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html)

